

意見書

2012年9月12日

佐藤 慶浩

「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(案)の「Ⅱ. 2. (2) 情報の取得・活用における目的明示・本人同意のあり方について」について、第5回検討会の意見に基づいた以下の記載があります。

同意について明示的なアクションを必要とするか否か、いったん同意をした後に不同意に変更できるか否かについても検討すべきとの意見があった。

それぞれの事項について、第5回検討会での意見を以下のとおり補足いたします。

「同意について明示的なアクションを必要とするか否か (デフォルトオフかオンか)」とは、たとえば、「同意する場合は○印を記入してください」などのような、本人又は後見人等による能動的な行為 (アクション) を必要とする明示的同意取得に対して、「～～することについて同意しない場合には、お申し出をお願いします。お申し出がない場合には同意したものとみなさせていただきます。」などのような、いわゆる、みなし同意の記載だけで、能動的な行為を伴わない暗黙的同意取得を区別して、そのどちらの手段による同意取得が適切であるかの検討となります。

「いったん同意した後に不同意に変更できるか否か」とは、個人情報の取得時点で同意取得した事項について、後からご本人の希望により同意を不同意に変更することが、業務上許容又は実現できるのかを、あらかじめご本人に説明することの検討となります。

なお、第5回検討会では私見として、「オプトアウトを認めないというのは、(同意事項ではなく)利用目的です」と発言していますが、これは現行の個人情報保護法における利用目的通知と同意取得の両方にも関係する問題と考えています。現行法においては、通知と同意に触れていますが、事後の不同意については、第三者提供を利用目的通知した場合のオプトアウトについてのみふれています。しかし、実際にはその他の同意事項や、利用目的内容そのものに後から不同意することも想定されます。これについて現行法は、法第二十七条(利用停止等)により取り扱います。

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

しかし、条文中にある「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の内容についての適切性を誰がどのように判断するかについての言及はなく、ともすると、事業者による判断だけになりかねません。

不同意による利用停止等の要求時に、事業者が利用停止等を実施しない場合には、「これに代わるべき措置」をどのように取るのかについては、利用目的と同様に、あらかじめ本人に通知され、その内容に基づいて本人が個人情報の提供をするかどうか決めることができるようにすることも重要な論点であると考えます。

本報告書による「Ⅱ. 2. (2) 情報の取得・活用における目的明示・本人同意のあり方について」が提案する今後の検討で、これらについても含めて審議されることを期待します。

以上